

東京学芸大学自動車入構要項の一部改正について

改正理由：交通環境整備費の執行手続等の見直し及び文言の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(年間入構証)</p> <p>第5条 〔省略〕</p> <p>第6条 年間入構証の交付を希望する者は、前年度末までに、当該交付部局に「自動車入構証交付申請書」(別紙様式Ⅰ-1、Ⅰ-2)を提出する。ただし、学生で、障害等のため自動車等での通学を希望する者は、「自動車入構証特別交付許可願」(別紙様式Ⅰ-3)を、また、サークル団体で、自動車等を利用してサークル活動を行おうとする場合は、「自動車入構証特別交付許可願〔サークル団体用〕」(別紙様式Ⅰ-4)を前年度末までに提出する。なお、年度途中に交付を申請する者は、交付を希望する月の前月までに申請するものとする。</p> <p>第7条 交付部局は、<u>提出された申請書類</u>の記載事項を確認の上、「自動車入構証」(別紙様式Ⅱ-1)を交付する。なお、自動二輪車及び原動機付自転車については、入構証のほかに「ステッカー」(別紙様式Ⅱ-2)を交付する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(交通環境整備費)</p> <p>第18条 本学の交通環境の整備及び自然環境の保全のため、次に掲げる者から交通環境整備費を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 〔省略〕</p> <p>第19条 交通環境整備費の金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>第20条 年間入構証の交付を希望する者は、前年度末までに交通環境整備費を納入しなければならない。</p> <p>第21条 期限付入構証の交付を希望する者は、期限付入構証の交付を希望する月の前月までに、希望する期間(月単位)に応じた交通環境整備費を納入しなければならない。</p> <p><u>第22条 一度納入された交通環境整備費は、返還しない。</u></p> <p><u>第23条 交通環境整備費の徴収は、財務課が行う。</u></p> <p><u>第24条 交通環境整備費の執行は、施設整備会議の承認を得て、財務課が行う。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(年間入構証)</p> <p>第5条 〔省略〕</p> <p>第6条 年間入構証の交付を希望する者は、前年度末までに、当該交付部局に「自動車入構証交付申請書」(別紙様式Ⅰ-1、Ⅰ-2)を提出する。ただし、学生で、障害等のため自動車等での通学を希望する者は、「自動車入構証特別交付許可願」(別紙様式Ⅰ-3)を、また、サークル団体で、自動車等を利用してサークル活動を行おうとする場合は、「自動車入構証特別交付許可願〔サークル団体用〕」(別紙様式Ⅰ-4)を前年度末までに提出する。なお、年度途中に交付を申請する者は、交付を希望する月の前月までに申請するものとする。</p> <p>第7条 交付部局は、<u>前項申請書</u>の記載事項を確認の上、「自動車入構証」(別紙様式Ⅱ-1)を交付する。なお、自動二輪車及び原動機付自転車については、入構証のほかに「ステッカー」(別紙様式Ⅱ-2)を交付する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(交通環境整備費)</p> <p>第18条 本学の交通環境の整備及び自然環境の保全のため、次に掲げる者から交通環境整備費を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 〔省略〕</p> <p>第19条 交通環境整備費の金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p><u>2 一旦、徴収した交通環境整備費は返還しない。</u></p> <p>第20条 年間入構証の交付を希望する者は、前年度末までに交通環境整備費を納入しなければならない。</p> <p>第21条 期限付入構証の交付を希望する者は、期限付入構証の交付を希望する月の前月までに、希望する期間(月単位)に応じた交通環境整備費を納入しなければならない。</p> <p><u>第22条 交通環境整備費の徴収は、財務課が行う。</u></p> <p><u>第23条 交通環境整備費の執行は、役員会の承認を得て、財務課が行う。</u></p>

<p>(その他)</p> <p><u>第25条</u> 〔省略〕</p> <p><u>第26条</u> 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和3年6月7日から施行する。</u></p>	<p>(その他)</p> <p><u>第24条</u> 〔省略〕</p> <p><u>第25条</u> 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>
--	--